

第18 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査申請

(法第14条の3、危険物令第8条の4)

1 保安検査申請に必要な書類及び編さん

特定屋外タンク貯蔵所の保安検査申請に必要な添付書類は、次の書類とする。ただし(2)から(6)について、タンク開放に伴う工事のための変更許可が申請されているものはこの限りではない。

なお、編さん順序は、必要な添付書類の掲載順に編さんすること。

- (1) 屋外タンク貯蔵所保安検査申請書（危険物規則様式第27）
- (2) 案内図、配置図
- (3) タンク本体図（タンクの寸法等概要がわかるもの）
- (4) 底部溶接詳細図
- (5) 保安検査工程表
- (6) その他必要な書類

2 事務処理実施上の留意事項

- (1) 危険物令第8条の4第2項第1号に規定する保安に関する検査を受けた日とは、保安検査済証交付日とする。
- (2) 保安検査と同時期に側板に係るタンク本体の変更工事を行う場合は、保安検査申請のほかに完成検査前検査申請（溶接部に係る事項）が必要であること。（図4－12－1参照）